

全 員 協 議 会 会 議 録 (平成22年11月29日開催)

- I 日 時 平成22年11月29日(月) 10時30分～10時54分
II 場 所 滝沢村役場 4階 中会議室
III 出席者 議 長 角掛邦彦、副議長 川原 清
議 員 相原孝彦議員他19名
村当局 柳村村長、松川副村長、盛川教育長、佐野峯企画総務部長、加賀谷企画総務課長、岡田企画総務課総括主査
事務局 太田局長、高橋次長、杉村主査

IV 協 議

- 1 開 会 太田局長
2 挨 拶

角掛議長…臨時会大変お疲れ様でした。当初予定がなかった訳ですが、急遽全員協議会と言うことで当局より要請がありまして開くことになりました。議員各位はマスコミ報道等で知っていることと思いますが、議員の方にはかなり前に市制の方向的な説明をタイムスケジュール的には受けた訳ですが、現段階での村の方の取り組みについて説明になるかと思っておりますので、ご協議ほど宜しくお願いします。

柳村村長…先程は臨時会ごくろうさまでした。本題に入る前に報告させていただきます。盛川教育長が東北6県の町村教育長連絡協議会の会長に選出されておりますのでご報告いたします。今回の案件でございますが、昨日岩手日報に市制移行の本格検討が報道されておりました、これまで検討を重ねてまいりましたが既に9月1日付けで庁内における組織を設置されておりますが、まだ会議は開いておりません。これらについて、説明させていただき今後の方向等をお知らせすることで急遽開かせてもらいましたので、宜しくお願いします。

3 説明事件

(1) 村報告事項

① 滝沢村行政体制調査研究会設置について

(説明員：佐野峯企画総務部長、加賀谷企画総務課長、岡田企画総務課総括主査)

- ・滝沢村行政体制調査研究会設置規定は9月1日から設置している。
- ・今後の地方分権及び地域主権時代に対応した基礎自治体のあり方を調査研究し、住民サービスをより効果的かつ効率的に提供できる行政体制の構築に資することを目的として、調査研究会を設置する。研究会は、人口5万人の自治体として、最も適した行政体制についての調査研究をする。
- ・研究会は、会長に村長、副会長に副村長及び教育長の2名を充てる。委員は各部長をもってこれに充てる。
- ・オブザーバーに岩手県政策地域部市町村課総括課長、盛岡広域振興局経営企画部企画推進課長も参加することになっている。
- ・現在、滝沢村行政体制調査研究会は来年1月から3回を予定する。

※以上を踏まえて、資料により細部にわたり説明がなされた。

<質疑>

佐藤澄議員…新聞に報道されたことにより、住民の方々か不安等を持っておりますが調査研究会を来年の3月まで開催することですが、住民の声を反映する機会はあるのか。

佐野峯部長…現実的に市になると様々の要件があります。要件をクリアすることが第一の問題となります。もし、それがクリアしたとなった場合でも国・県との協議が必要となりますので、数年は要すると思います。そこで市になるとなった場合には、住民の大方の総意も必要になってきますので、住民参加と言うよりも住民が望む姿に最終的にならなければなりませんので、当然住民が出てきますが、第一段階はそれぞれ国の法・県の条例等に基づいてどうなのか、そして滝沢村として今後のまちづくりや自治体としての有り方や地域主権と言われる中でサービスの主体がどうなのかを研究した上で、その後については結果を受けて住民のみなさんとは議論して行かなければならないと思っておりますが、その前段として内部で調査検討することになるろうと思っております。

柳村村長…私の公約の中に住民基本条例の制定があります。それに併せて地域主権に合わせた行政体系の取り組みがあります。二つは二本柱でセットと考えております。したがって自治基本条例を制定するプロセスの中で当然自治体としての体制の有り方も考えながら、両輪として動いて行くものと思っております。したがって、今後住民に対する周知や検討等についても村政懇談会を含めて働きかけや意見集約をしていきたいと思っております。

佐藤澄議員…村政懇談会の一部の住民に限られると思いますので、住民周知には色々の手立てを考えもらいたいと思っております。

柳村村長…おっしゃるとおりだと思います。これまでもお気軽トークや今進めている複合施設に関する各種団体への説明会もやっております。これらを合わせながら住民への働きかけをやっていきたいと思っております。

川原副議長…市制移行でネックになっているのが二つあった訳ですが、地方自治法による6割連たんの問題が一つ、県条例による官公署が五つの二つがクリア出来なくて今まで来た訳ですが、やるので有れば待ちの姿勢でなく能動的に6割連たんの緩和を国に求めて行くとか有るいは県条例の官公署が五つを撤廃するか緩和するか運動等をどの辺まで踏み込んで考えているのか。

佐野峯部長…従前にも市制移行が有ったが、それらを含めて今回県の方もオブザーバーとして入ってもらいその後の変化も含めて調査研究会で深めていきたい。

川原副議長…市制の話は出ては消え出ては消えたので、二つのネックが有った訳です。重点的に進めて欲しい。議会としても出来ることは協力してまいりたい。

柳村村長…他の事例等も研究しております。条例等については岩手県は非常に厳しい。既に条例改正をしているところも有りますし、昭和28年制定以来ずっと同じで有りそれらを今後前向きに検討して行くことでの合意を得られていると私は理解しております。そのことからオブザーバー参加もしていただくと理解しておりますし、国等にも働きかけも能動的に動いてまいりたい。

長内議員…当局の前向きな姿勢は評価しているが、折角調査研究する中でオブザーバーの部分ですが、連たんの関係で広域の都市計画の部分で村の意向がどこまで反映されているかが疑問である。中心拠点構想も宙に浮いてしまっていることあるので県のオブザーバーにもその部署からも出席いただくよう都市計画区域上の思いがあるのでそれらも検討されたか。

松川副村村長…市制要件の調査が最初である。具体的事務については福祉事務所はどのような形で必要になるとか、議員指摘の都市計画部分での権限については具体的には調査部会になる。

長内議員…権限と言うよりも調査部会でそれらをやると思いますが、オブザーバーからのより高い見地からの滝沢村の相対的な都市計画上の位置づけ、盛岡依存

型の都市計画の態勢が滝沢村がそのようなことを目指すとすれば滝沢村が自立する上でのいろんな都市計画上の考え方は県に縛られているところがあるので、その見地からのオブザーバー出席をいただいて当村の考えを訴えて前向きに示して行かないと調査部会に行きますよと言っても前段の部分はクリアしなければ進まないと思いますので確認したい。

柳村村長…これまでの問題になっていましたのは連たんと官公署の数でありました。連たんについては国の方からは根拠付けが課題であると言われておりました。これについては今後県と打合せをしながら根拠付けの検討をして行く予定であります。官公署の数は5種類と言われておりました。今のところ滝沢村には4種類があるがその部分では足りない訳ですが現実には他の都道府県では市に昇格したところでは4種類でも昇格していることから国ではあまり問題視していないと伺っております。これから研究していく中でひとつづつクリアして行けば良いのかと思っております。

武田猛議員…単純にメリット・デメリットをどのように捉えているか。

柳村村長…それが一番大きな話しになるかと思いますが、地域主権改革が言われております権限委譲に大きく関わってくる問題として、市に対して非常に多く権限が委譲されて来るので市と町村では違いが大きくなり身近なサービスが良くなる、たとえば懸案となっている住居表示についても手を付けていける余地が出てくるのではないかと思っております。

武田猛議員…デメリット部分では盛岡等の部分で都市計画税などや様々な税負担が出てくるだろう。必要な福祉事務所などの施設を入れることにより大きくなり国からこれ位で押さえると言われた時に大きい行政になると職員が大変になるのではないか。

松川副村長…メリット・デメリット等はこれから研究会で議論しながら検討して行きたい。

遠藤議員…一番大切なのは住民の意向ではないか、村はどのように捉えているか。

柳村村長…おそらく先程のメリット・デメリット等の話も検討して明らかにしていかなければならない。今のままであれば村のままで良いとの声が多いと思うが、今後自治基本条例とか地域主権の流れの中で滝沢村が発展して行く為に村として議論をして行きたい。そのことが意見として集約されてくるのではないか。

諸連絡（太田事務局長より説明）

・平成23年度版議員手帳及び会議ノートを申し込まれた方は、12月3日（金）までに事務局まで代金をお持ちください。

4 閉 会 太田局長 （終了10時54分）